

山中湖村職員による不祥事事件の調査に関する動議

下記により、山中湖村職員による不祥事事件の調査に関する動議を提出します。

記

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条第1項の規定により、次の事項に関する調査を行うものとする。

- (1) 村職員による、村営公園墓地の名義書き換え事件に関する事項
- (2) 村職員による、村のキャラクター「姫まりもちゃん」のデザイン無断使用事件および賠償支払い事件に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により委員11人で構成する「村職員による不祥事事件の調査特別委員会」を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項の権限を上記特別委員会に委託及び同法第98条第1項の権限を「村職員による不祥事調査特別委員会」に委任する。

4 調査期限

「村職員による不祥事調査特別委員会」は、1に掲げる調査終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する費用は、50,000円以内とする

平成27年9月9日

山中湖村議会議長 高村理三郎 殿

提出者 山中湖村議会議員 樋口重喜

賛成者 同 高村高義